

内閣人第 六三号 起案 令和三年六月三日 決定 令和三年六月四日
裁可 令和年月日 上奏 令和年月日 施行 令和年月日

内閣官房長官

亞

内閣總務官

翠井直



内閣總理大臣

亞

内閣官房副長官

翠井直



麻生 国務大臣

田村 国務大臣

岸 国務大臣

坂本 国務大臣

張不庄

武田 国務大臣

野上 国務大臣

井上 国務大臣

西村 国務大臣

上川 国務大臣

梶山 国務大臣

小此木 国務大臣

平井 国務大臣

茂木 国務大臣

赤羽 国務大臣

加藤 国務大臣

平沢 国務大臣

萩生田 国務大臣

小泉 国務大臣

河野 国務大臣

丸川 国務大臣

高等裁判所長官

安

浪

亮

介

宮城惠理子

最高裁判所判事に任命する

(渡邊惠理子)

(以上七月九日以降発令予定)

裁判所							
年号	出生地	現住所	本籍	氏名	年月日	旧氏名	項
月	日	事		昭和三十二年四月十九日	序	名	名
六一	六〇	五八	五六	一〇	二四	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会
四四	四四	四五	三四	二八	東京大学法学部卒業	司法修習生を命ずる	最高裁判所
一二	一一	一二	六一	司法修習生の修習終了	東京地方裁判所判事補に任命する	最高裁判所	内閣
簡易裁判所判事に兼ねて任命する	広島地方裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	やすなみりょうすけ	安浪亮介	やすなみりょうすけ	内閣

裁判所												年号	月	日	事項	序名
平成	五	四	四	一二	判事兼簡易裁判所判事に任命する	神戸地方裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	内閣						
五	二一	一一	一〇	八	四	一	一一	裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる簡易裁判所判事につき任期終了	最高裁判所	内閣	補につき任期終了					
六	一一	一	一六	九	一	一	一	最高裁判所事務総局行政局第二課長を命ずる	最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事に任命する	最高裁判所事務総局行政局第一課長を命ずる	最高裁判所家庭規則制定諮問委員会幹事に任命する	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する	最高裁判所家庭規則制定諮問委員会幹事に任命する	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する	最高裁判所家庭規則制定諮問委員会幹事に任命する	最高裁判所家庭規則制定諮問委員会幹事に任命する

安浪亮介

安浪亮介

4丁		裁判所										年号	月	日	項	序名
ル	一八	ル	一七	ル	一五	ル	二〇	最高裁判所民事規則制定諮詢委員会幹事を命ずる	最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会幹事を命ずる	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事を命ずる	最高裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	ル	一三	四	一	最高裁判所事務総局行政局第一課長を免ずる 最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる 最高裁判所事務総局人事局給与課長を命ずる
一	一	四	ル	ル	四	ル	二七	最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会幹事を命ずる	最高裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事を命ずる	最高裁判所事務総局人事局給与課長を命ずる	ル	一三	四	一	東京地方裁判所判事に補する
一	一	一	ル	一	一一	ル	裁事に任命する	最高裁判所事務総局人事局給与課長を命ずる	最高裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会幹事を命ずる	最高裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	ル	一三	四	一	最高裁判所事務総局人事局給与課長を命ずる
						ル	内閣	最高裁判所	最高裁判所事務総局人事局給与課長を命ずる	最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会幹事を命ずる	最高裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	ル	一三	四	一	部の事務を総括するものに指名する

5丁

安浪亮介

最高裁判所
名

裁判所

年
月
日平成一九
一
一

部の事務を総括するものに指名する

東京高等裁判所事務局長を命ずる

東京高等裁判所判事に補する

平成一九
二
五

東京高等裁判所事務局長を免ずる

東京地方裁判所判事に補する

平成一九
二二

部の事務を総括する者に指名する

平成一九
二三

部の事務を総括する者に指名する

平成一九
四

部の事務を総括する者の指名を解く

平成一九
一三

最高裁判所事務総局人事局長を命ずる

平成一九
二七

簡易裁判所判事選考委員会幹事を委嘱する

最高裁判所

7丁			裁判所		
年号	月	日	事項	府名	安浪亮介
二九	一	一	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	
三〇	一	一	東京地方裁判所判事に補する		
	二	一	東京地方裁判所長を命ずる		
	二	一	下級裁判所裁判官指名諮問委員会地域委員会（東京に置かれるもの）地域委員に任命する	最高裁判所	
	二	一			
一一	一	一			
一八	一	一			
下級裁判所裁判官指名諮問委員会地域委員会（東京	高等裁判所長官に任命する				
大阪高等裁判所長官に補する					
	内閣				
	最高裁判所				

8丁

裁 判 所

年
号

月

日

事

項

序

名

に置かれるもの）地域委員を免ずる

最高裁判所

安 浪 亮 介

裁判所									
1丁		出生地		年号		月		日	
年	月	日	年	月	日	年	月	日	
年	月	日	年	月	日	年	月	日	
平成六	六三	四	昭和五八	六〇	一〇	東北大學法学部卒業	事	項	序名
一七	一六	一〇	平成六	六三	四	司法試験第二次試験合格			氏名
三	四	九	一	一〇	四	司法修習生を命ずる			旧氏名
会競争環境整備小委員会委員）（平成十八年三月）	經濟産業省産業構造審議会臨時委員（新成長政策部	慶應義塾大学法科大学院教授（平成十九年三月）	弁護士名簿登録（第一東京弁護士会）	弁護士名簿登録（第一東京弁護士会）	弁護士名簿登録（第一東京弁護士会）	最高裁判所	司法試験管理委員会	年月生日の 昭和三十三年十一月二十七日	みや 宮 城 えりこ 惠理子
			公正取引委員会事務総局勤務	公正取引委員会事務総局勤務	公正取引委員会事務総局勤務	最高裁判所	司法試験管理委員会		
			弁護士名簿登録（第一東京弁護士会）	弁護士名簿登録（第一東京弁護士会）	弁護士名簿登録（第一東京弁護士会）	最高裁判所	司法試験管理委員会		

宮城 惠理子